

令和2年4月6日開催

第34回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時27分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） 皆さん、こんにちは。定刻前ですけれども、全員おそろいでございますので、これより第34回農業委員会総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

今井会長、よろしく申し上げます。

○会長（今井 隆） 委員の皆様、こんにちは。では、今、局長のほうからお話がありましたとおり、第34回の農業委員会総会ということで農業委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今日の会場は、しばらくぶりにこの3階の会議室を使って、前回は何のときに使ったのか、それ以来ですから大分、しばらくぶりなのですけれども。今日は、この間と違って、また席の配置がこのような感じで、横の人とちょっと空間が足りないかなんて、そんなことを思うのです。よく手を広げて触らない程度なんて言う。ここは、換気はどういうふうになっている。こういうところは。

○事務局長 換気設備があり、稼働しています。

○会長 換気扇があるのだ。では、各階にみんな換気扇があるのだね。ほら、窓が開かないから。今、換気をよくしなさいなんて、そんな話をしているけれども。換気をしてあればね。会場によって窓を開けっ放しで、ビュービュー外の風が通り抜けています。どこの会場もそんな感じで大変な思いですが。こういう挨拶でもコロナウイルスの話をしてはいけないというぐらい大変な思いをしているわけですけれども。東京のほうも随分出まして、大変な思いをしていることだと思うのです。緊急事態宣言ですか、出すか出さないかは明日頃決定する、発表になるかどうか分からないのですけれども、人が少しでも歩いていけば、なかなか完全な終息というわけにはいきません。経済的なこともありませんし、よく二兎を追うものは一兎をも得ずなんて言いますがけれども、両方何とかしようなんて思うと、なかなか完全になくなるということはなかなかないことで、これは大分長引くのではないかなんて思うわけです。そんな中、農業関係も大分いろんな影響が出てきたようで、農業新聞ですか、おととの新聞ですか、牛肉が大分下がったということで、肥育の方は大変なのですけれども、外出、皆さん外食ですか、控えるようになって、やっぱりステーキだとかそういうものを食べなくなって、家で、みんな各家庭で料理して食べるということで、牛肉の消費が少なくなったということで、ちょっと肥育の方は音を上げているようです。これからいろいろな方面、あと花関係ですね、花関係もいろいろな催物で本当なら歓送迎会が本当に盛んに行われる時期なのですけれども、それもみんな取りやめということでいろんな農業関係にも影響が出てくると思います。これから、そういう中で、皆さんにはまたこういういい時期になりまして、農作業、いろいろ植付けだとか、そういう準備に入るわけです。くれぐれも体に気をつけて免疫力を高めながらやっていただきたいと思っております。兼ねて、一緒にまた

この委員の皆様のご活動のほうもよろしくごお願い申し上げまして、総会に当たりましての挨拶といたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の開会の宣告、議事録署名委員の指名及び書記の任命、これに引き続いての議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。

今井会長、よろしくお祈りいたします。

○会長 それでは、早速、始めますか。

それでは、ただいまから第34回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席者はいないですね。

○事務局長 はい。

○会長 そういうことで、全員25名ですけれども、全員が出席ということで総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

それでは、まず初めに、皆さんにお伺いします。議事録署名委員を指名してよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号1番、清水壯枝委員及び25番、福田敬一委員の両名を指名いたします。

なお、書記については、事務局の村山主任主事を任命いたしますので、よろしくごお願い申し上げます。

これより議事に入るわけですが、発言される場合、挙手をして議席番号と氏名を述べてからご発言のほどよろしくごお願い申し上げます。

それでは、早速、議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。昭和62年3月19日許可、群馬県指令西農第3515号でございます。変更の理由につきましては、当初計画者の死亡により住宅を建てる計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の契約の内容につきましては売買、転用の目的は通路用地でございます。この案件につきまして、計画変更後の5条許可申請が提出されておまして、議案書30ページ、議案第4号ナンバー26が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくごお願いいたします。

○会長 計画変更の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんのほうから質疑等ございましたら、よろしくお願ひします。

これとってなければ、承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー2については、事前調査案件になっております。また、ナンバー1並びにナンバー2については、関連する案件でございますので、一括して審議を行いたいと思います。

それでは、事務局、ナンバー1並びにナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は使用貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したい、譲渡人は申請地を耕作する予定がないため貸し付けたいとの申請でございます。なお、次のナンバー2が関連案件でございます。

2番 契約内容は貸貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。なお、さきの1番が関連案件でございます。

それでは、別添の農地法第3条ナンバー1、ナンバー2の審議資料を御覧いただきたいと思います。申請人は、現在39歳であり、昨年5月から地元の農家の指導を受けながら営農を開始しておりまして、間もなく1年になるところでございます。これまで農地法の許可を得ないまま耕作を行ってききましたが、今後、農業経営を拡大していくに当たりまして、改めて正式な手続を経て営農を行っていくため、今回の申請に至っていました。そのため、今回の申請につきましては、営農計画の2年目からの状況を基にした内容となっておりますので、今回はその内容でご審議いただけたらと思います。

それでは、1の就農の動機でございますが、もともと物を作ることや体を動かすこと、また自然が好きだったということもあって農業への関心が高まりました。当時農業は未経験でありましたが、地元榛名の自然豊かな環境を生かして子供たちへ安心安全な農作物を食べさせたいという思いで就農を決意したとのことでございます。

2の将来の構想としましては、営農計画を實踐して機械の導入や規模拡大を行い、早期に農業経営を安定させて、5年後には農業で生計が成り立つ所得を目指します。また、当面の販売については、JAに出荷し、栽培技術を身につけていきまして、規模拡大後は直売等も検討していきたいとのこと

でございます。

3の職歴及び農業経験ですが、昨年5月より露地ナス、9月よりチヂミホウレンソウの栽培を開始しました。JAから紹介を受けた先輩農家の隣の圃場を借りまして、実際に栽培を行いながら先輩農家の指導を受け、技術の習得に努めてきたとのことでございます。

4の農業経営の概要につきましては、目標年次は5年後と設定されております。なお、今回の申請につきましては、当初時が営農計画の2年目、目標時が5年目の内容となっております。当初時と目標時ともに作業全般を申請人と申請人の母の2名で行う予定と伺っております。農業従事日数について、申請人は当初時、年間290日、目標時、年間250日を予定しております。また、申請人の母につきましては、当初時が年間60日で目標時が年間200日を予定しております。年を追うごとに2人の作業比率を近づけていくといった計画でございます。

当初経営面積ですが、45アールの借地にて経営を開始し、徐々に借入地を増やしまして、目標時には70アールを耕作していく計画でございます。

なお、当初経営面積の45アールについてでございますが、議案書の申請地の面積を合計しますと54アールとなります。9アール分の差につきましては、連作障害を防ぐために土地の一部を空けているとのことで、実際に耕作を行っていく面積を45アールとしたとのことでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、作付作物につきましては、露地ナス、チヂミホウレンソウ、ズッキーニでございます。目標時も同様でございます。

次の作付計画でございますが、すみません、資料の一番最後のページ、作付計画書を御覧いただきたいと思っております。資料の裏側、一番最後のページの計画書を御覧いただきたいと思っております。

こちらの2年目以降の計画を御覧いただきますと、露地ナスは、5月に定植いたしまして、7月から11月にかけて収穫を行います。チヂミホウレンソウは、9月に播種を行い、11月下旬から2月に収穫を行います。ズッキーニは、2月に播種を行い、5月から7月に収穫を行うといった計画でございます。

すみません、資料をお戻りいただきまして、2ページの(5)、出荷計画でございます。資料2ページ、出荷計画でございます。当初時はJAに出荷し、目標時はJAへの出荷に加えて直売所での販売も検討したいと考えていると伺っております。

5の経営試算になりますが、当初は約400万円の粗収益を見込んでおります。目標時については、作付面積を増やすことから、約690万円の粗収益を目指すと思っております。

6の資金計画でございますが、運転資金は自己資金63万円で経営を開始する計画でございます。生活費については自己資金額で280万円とのことでございます。

経営開始時の資本装備につきましては、種苗を自己資金にて取得し、トラクターは現在無料で借りていると伺っております。また、来年、青年等就農資金を利用してトラクターを購入する予定とのことでございます。

次の資料が5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちら参考までに御覧いただければと思います。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、続きまして調査報告になります。今回は、第1班の調査になっておりますので、調査班長の石井多加志委員から報告をお願いします。

○19番石井委員 それでは、事前調査報告をします。第1班班長、石井多加志。

農地法第3条許可申請審議ナンバー1、2について、申請人から聞き取り調査の結果について報告します。

なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 これまでどのような仕事をしていましたか。

回答 以前は建設会社に勤めていました。昨年、新規就農してからは農業に専念しています。

質問2 農業を始めて約1年たちますが、その感想を聞かせてください。

回答 初めてのことで無我夢中でしたが、楽しく作業をしてこられたと思います。

質問3 農業従事者は、本人とお母さんの2人となっておりますが、これから経営農地を増やしていくと作業が増えて大変になると思います。ほかの人を雇う予定はありますか。また、奥さんには手伝ってもらおう予定はないのですか。

回答 当面は母と2人で行う予定です。まだ、子供も小さいため妻にはパートをしながら子育てをしてもらっています。将来的に農業だけで安定した収入が得られるようになったら、妻にも従事してもらいたいと考えています。

質問4 出荷先はJAと伺っていますが、ほかの販路は考えていますか。

回答 直売や道の駅への出荷など、行く行くは販路を増やしたいと考えています。

質問5 これから農業を行っていく上で、考えていることや不安に思っていることはありますか。

回答 夏場はナスで安定した収入を見込めると考えていますが、冬場に作付する作物でよいものがないかと考えています。

質問6 冬場の作物としてはネギもお勧めできます。また、いろいろなものを試してみることも大事だと思います。現在、作付しているチヂミホウレンソウと並行してほかの作物も試してみ、その中で自分に合ったものを探すとよいと思います。

回答 大変参考になりました。周りの先輩農家からも助言をいただきながら、いろいろ試してみたいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆さんから質問等をお受けいたします。

この方も、自然が好きで農業に関心があるということで、今なかなか後継者もない、新規就農者もない中、就農したいということで、こういう人に頑張っていただきたいと思いますが、皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 地元委員さんにはよく栽培指導とか、そういうこと、ご指導のほどよろしくお願いします。

それでは、皆さんから異議がないということで許可とすることにいたします。

続きまして、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 審議保留をお願いいたします。

4番 契約内容は使用貸借、農業経営維持のため後継者として義母より申請地を借り受けて耕作したいという同一世帯からの申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番から25番の19件につきましては、同一の譲受法人であり、契約内容及び申請の理由についても同一のため、一部省略して読み上げさせていただきます。

7番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

18番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

20番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

21番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

22番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

23番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

24番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

25番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

以上、19件でございます。

26番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

27番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

28番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

29番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年4月22日から令和12年4月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりました、議案書37ページ、議案第4号ナンバー50が関連案件でございます。

30番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年4月22日から令和12年4月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりました、議案書37ページ、議案第4号ナンバー51が関連案件でございます。

31番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年4月22日から令和12年4月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりました、議案書38ページ、議案第4号ナンバー52が関連案件でございます。

32番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという申請でございます。

33番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

34番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を兄より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

35番 議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日が令和5年4月23日となっておりますが、こちらを令和3年4月23日に訂正をお願いいたします。令和5年を令和3年に訂正をお願いいたします。

こちらは、先日の北部の事前協議にて栽培作物の生育状況が芳しくなかったことと、収量も8割に満たしていないことから、今回につきましても3年の更新ではなく、1年の更新で、また来年の営農状況を見て、今後の更新の判断をしたらどうかという意見をいただきましたので、それを受けて申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間を1年に訂正して審議いただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年4月24日から令和3年4月23日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書23ページ、ナンバー1が関連案件でございます。本案件は、営農型太

陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらで説明させていただきたいと思っております。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件につきましては、33件でございます。このうちナンバー3を除く32件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局より一括して説明をしていただきました。

これより審議に入って皆さんより質問を受けるわけですが、ナンバー3、譲受人の農地にきちんと管理されていないところがあったということで、それを是正するというので今回は保留ということ。3番は保留ということ。

それでは、これより質疑に入ります。

この7番から25番のこれはまとまった場所だったよね。

○事務局 はい。

○会長 それで、面積どのぐらい。

○事務局 19件、合計の面積が3万7,508平米です。

○会長 ここは、もう耕作されていないところもあるのだと言ったか。

○事務局 そうですね。中にはやはり耕作されていない、若干荒れてしまっているというところもあるので、農地としてきれいなので耕作していけば。

○会長 そうか、そうか。これは、昔、土地改良をしたところだね。

○事務局 そうですね。

○会長 それでは、皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

異議がなければ、許可してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地444.65平米と一体利用の

申請でございます。

2番 自宅への進入路が狭いため申請地を通路として整備したいという通路用地の申請でございます。

3番 母より相続を受けた申請地が農地法上の許可を得ないで住宅の庭として使用していることが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地181.93平米と一体利用の申請でございます。

4番、5番は、代理人様より計画の見直しをしたいという申出がございましたので、取下げでお願いいたします。

6番 社宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく相続により取得した申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 申請地を畜舎及び放牧地として使用したいという畜舎3棟及び放牧地の申請でございます。

8番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

9番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

10番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

11番 建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を使用したいという露天資材置場の申請でございます。

12番 自宅への通路として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。なお、宅地511.31平米と一体利用でございます。

13番 借家住まいをしているが手狭なため申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

15番 現在の自宅が西毛広域幹線道路として収用されるため申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地134.93平米と一体利用の計画でございます。

16番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

17番 車庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという車庫用地の申請でございます。宅地245.00平米と一体利用の申請でございます。

18番 自宅の庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。宅地235.10平米と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては取下げ2件を除く16件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま4条の説明がございました。この中でナンバー4とナンバー5が申請書類が調っていないということで、今回は取下げということになっております。

それでは、皆さんより質疑をお受けいたします。

このナンバー16の太陽光発電設備8,800ということで面積が多いので、普通なら現地調査案件になるわけですが、周囲に農地がないということだったのだけれども、この場所は傾斜だとか、最近大雨が降るじゃない、そういう雨に対しての被害等は、そういうのはないわけ。

○事務局 事務局で現地調査に行ったところ、傾斜というのは特になく平らなところだという印象を持ちました。あとは、道路、公衆用道路からは少し奥まったところに入っております、道路における被害というのもあまりないのかなというふうに思います。

○会長 それだけ注意しないと、もし傾斜でもあった場合、土砂崩れだとか、そういうのがあるとまた困るので。では、大丈夫だということね。はい、分かりました。

それでは、皆さんのほうから質疑をお受けします。

これとってなければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件になっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 こちらの案件につきましても、先ほど3条の申請のところでご説明させていただいたとおり、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を令和5年4月23日から令和3年4月23日に訂正をお願いいたします。令和5年を令和3年に訂正をお願いいたします。

1番 契約内容は使用貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、設定期間が定められております。令和2年4月24日から令和3年4月23日までの1年間でござい

ます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書16ページ、ナンバー35が関連案件でございます。

なお、3条の地上権設定の許可とこちらの5条の許可の審議は一緒でございまして、どちらか一方だけがということはございませんので、よろしくお願いたします。

譲受人法人は、建設業を営む市内の法人でございますが、代表取締役が所有する農地で営農型太陽光発電を行いたいということで3年前に許可を受けた農地でございます。今回3年間の一時転用期間が満了となるため、更新の申請となりました。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧いただきたいと存じます。

1枚目は位置図でございます。図面左上にございます赤丸で囲まれた箇所が今回の申請地でございます。高浜人権プラザから北西に約1キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキスどめされている箇所を右にして御覧いただければと思います。図面左上の赤色で着色されている箇所が申請地でございます。申請地周辺は、宅地、雑種地、農地が混在している地域でございますが、今回の申請地につきましては農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目、公図の写しでございます。赤枠で囲まれている図面中央の畑1筆が今回の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北と南が畑、東側が公衆用道路、西側が山林にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。更新の申請になりますので、申請地には本図面のとおり、太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積1.81平米が今回の一時転用の対象でございます。計画発電量は48.9キロワットでございます。また、太陽光パネルとパネルの間に印がついている箇所がフキを作付する箇所となっております。また、図面には印はございませんが、パネルの下にも作付する予定と申請人より伺っております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用パネルになりますので、最低地上高は2.2メートルでこのタイプの太陽光パネルが約2メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりください。図面の向きが変わりまして、ホッチキスどめされている箇所を左にして御覧いただければと思います。こちらのページ以降が営農計画書でございます。下部の農地で栽培する作物につきましては、引き続きフキを作付する予定でございます。

次のページを御覧いただきまして、こちらは年間の営農計画でございます。記入が漏れておりますが、1年目から3年間までの作付予定作物はフキでございます。記載のありますとおり、1年目の夏に地ごしらえ、土づくりを行いまして、2年目の3月にフキを作付し、その後、適宜除草等を行いながら、3年目の3月には収穫できる計画でございます。

次の利用する農業機械ですが、記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては33年、そ

のうち本申請地に作付予定のフキにつきましては3年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、フキは陰性植物であるため、本申請地に設置されている太陽光パネルの遮光率を勘案しても、パネル下での栽培に支障ないと考えられます。

支柱につきましては、最低地上高が約2メートル、最高地上高が約3メートル、間隔も2メートルであることから作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業が行えるものと考えられます。

下部の作物の平均的な反収としましては、営農計画下部に記載のとおりでございますが、こちらは県の農業経営指標を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございますが、昨年はフキが少し収穫できたものの大雨の影響によりフキが流されてしまい、収穫できたものは8キログラム程度と申請人より伺っております。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが現地の写真でございます。こちらは、昨年7月頃に撮影とのことでございますが、先ほどご説明させていただいたとおり、現在フキは作付されておらず、少し状況が異なっております。こちらは参考までに御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま事務局よりナンバー1の説明がございました。調査の説明の前に、私、皆さんに1つ抜かしたところがあったので、ちょっと内容が前後しますけれども、今5条ですけれども、4条の16番を見てください。8,891ということで3,000平米以上なので、これは常設審議委員会に諮るかどうか、皆さんに聞くのをちょっと抜かしてしまったものですから、それを許可相当として皆さんに伺うわけです。

これは、意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、これは意見聴取、農業委員会ネットワーク機構ですか、JAビルで毎月やっているのですけれども、今までは竹内係長が説明していたのですけれども、今回から羽鳥係長が県のほうの審議会ということで出向いて説明をしてもらおうということです。よろしく願いします。

○事務局 はい。承知いたしました。

○会長 それでは、元へ戻ります。すみません。

それでは、ナンバー1の事務局の説明がございましたので、次、調査報告です。

では、石井班長、お願いします。

○19番石井委員 事前調査報告、第1班班長、石井多加志。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受人法人の代表者1名の出席でした。

質問1 現地を見るとフキが育っていないように見受けられました。収量も目標に達していなかつ

たと伺っています。何か原因があったのですか。また、フキは根づくまでに3年ぐらいかかります。生育が悪いようであれば、作物を変えるなどの検討をしたほうがよいと思いますが。

回答 傾斜地のため大雨の際に土が流れやすく、苗も一緒に流されてしまった経緯があります。作物はフキの継続を考えていまして、追加の苗も既に購入しています。次の苗は流されないようにしっかり対策をして、計画どおりにフキを根づかせていきたいと思えます。

質問2 苗はどちらから購入したのですか。

回答 J Aからは苗が購入できなかったのでインターネットで調達しました。品種については、アキタフキとミズフキの2種類です。アキタフキについては、根づきもよく、申請地北側では以前に作付したものが根づいています。

質問3 計画図ではパネル下だけでなく、パネルとパネルの間にも作付することになっていますので、圃場全体をきちんと一度整地して全面にフキを植えるようにしてください。

回答 はい。分かりました。フキが根づいていないところには新しい苗を作付します。また、除草を適宜行い、しっかり管理をしていきたいと思えます。

質問4 農作業は誰が行っているのですか。

回答 主に作業しているのは私一人ですが、妻もほかの農地の自家用野菜を栽培していますので、その経験を生かし、時々手伝ってくれています。

質問5 この3年間でどのくらいの量を販売したのですか。

回答 収穫量が少なかったため、自家消費程度で出荷はしていません。

質問6 営農型発電ということで、許可基準はパネル下の営農状況になります。今後、収量が増えるようにしっかり管理を行ってください。また、収量が増えてきた際の販売先は考えていますか。

回答 収量が増えるよう改善していきたいと思えます。また、出荷先はJ Aです。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入りまして、皆さんから質問等をお受けいたします。なお、先ほど事務局から説明あったとおり、ついこの間の北部の事前協議のときは、さっき訂正しましたがけれども、令和2年から令和5年までの期間ということで設定期間だったのですけれども、北部の事前協議にこの写真を見ると分かるのですけれども、一目瞭然なのですけれども、3年たってもこのような状態だということで北部の委員さんからいろいろ質問等、またいろいろご助言等もございまして、この状態ではちょっと3年は難しいという、そんな話が大部分出まして、それで本人から1年にすると行ってきたという、そうではないのか。

○事務局 こちらは、北部の事前協議で3年の許可ですとちょっと難しいという意見が委員さんのほうからありましたので、1年ならどうかという意見を基に代理人のほうに話をしたところ、1年で対応をお願いしたいということで。

○会長 そういうことでお願いしたいということね。

○事務局 はい。

○会長 お願いしたいということなのですからけれども、その1年ということでこの総会で諮って、そして最終的な決定をするわけです。そうすれば、あれですか、本人もそういうことなので、1年ということでもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 アキタフキの苗をインターネットで調べて仕入れて。

○事務局 400本購入したそうです。

○会長 400本。

○事務局 はい。

○会長 どこか仮植えしてあるのだそうです。それで植えるということなので。今回は、苗だってただじゃないのだから、流されないよう気をつけて。1年経過を見て、また皆さん等に、このまた申請が出てくるわけで判断していただきたいと思います。

それでは、これは1年ということで許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。分かりました。

続きまして、一括審議なのですけれども、南部の議案案件までやって一休憩入れようかなと思ったのです。そうすると、ナンバー29まで、事務局、そこまで一括説明するというところでよろしくお願ひします。

○事務局 はい。

○会長 今回は、案件が多いためナンバー2からナンバー29までの南部地区案件を前半、それでナンバー30からナンバー60までの北部地区議案を後半として2回に分けて審議を行います。

それでは、ナンバー2から29まで、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は使用貸借、自宅のひさしが隣接する農地に越境していることが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地526.36平米と一体利用の申請でございします。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございします。

4番 契約内容は売買、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地460.74平米、雑種地55平米、公衆用道路40平米と一体利用の申請でございします。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を

建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、雑種地87平米と一体利用の計画でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、雑種地85.10平米と一体利用の計画でございます。

9番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電するとともに資材置場が不足しているため残りを資材置場として使用したいという太陽光発電設備設置用地及び露天資材置場の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

13番 契約内容は使用貸借、資材置場が手狭なため現在使用している資材置場の隣接地を借り受けて拡張したいという露天資材置場の申請ございまして、雑種地787平米と一体利用の計画でございます。

14番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請ございまして、宅地42.55平米と一体利用の計画でございます。

15番 契約内容は売買、現在の住宅が高工団の開発事業地として収用されるため代替地として申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、歯科医院を併用する住宅用地の一部が前橋長瀬線の道路拡幅で収用され、敷地が狭くなることから住宅のみ移転したく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は使用貸借、群馬県への転勤が決まり自己用住宅を持ちたく実家に隣接する申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は賃貸借、農業用ハウスに併設する従業員用休憩施設兼農業用資材庫及び駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を必要とすることが判明したため是正したいという農業用施設及び露天駐車場の申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、長女宅の隣に自己用住宅を持ちたく申請地を長女より借り受けて住宅

を建築したいという分家住宅の申請でございます。

20番 契約内容は賃貸借、近隣で使用していた資材置場を返却することになったため申請地を借り受けて資材置場及び駐車場として使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

21番 契約内容は使用貸借、自動車整備業を営んでおり工場敷地が親族の所有する申請地まで使用していることが判明したため是正したいという自動車整備工場の申請でございます、宅地349.30平米、払下げ予定の道路15.80平米との一体利用の計画となっております。また、次の22番の案件が関連案件となっております。

22番 契約内容は売買、自動車整備業を営んでおり工場に隣接する申請地を買い受けて一体で使用したいという自動車整備工場の申請でございます、宅地349.30平米、払下げ予定の道路15.80平米との一体利用の計画となっております。また、さきの21番の案件が関連案件となっております。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが子供の入学に合わせ実家近くに自己用住宅を持ちたく申請地を家族から借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

25番 契約内容は賃貸借、天然ガスパイプラインの移設工事に伴い新管の埋設工事用地として申請地を借り受けたいという天然ガスパイプライン埋設工事用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます、転用期間が定められております。転用期間は、令和2年4月22日から令和2年7月31日までの約3か月間でございます。

26番 契約内容は売買、宅地への進入路出入口が狭いため隅切りとして申請地を買い受けて使用したいという通路用地の申請でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号1番の関連案件でございます。

27番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地270.64平米との一体利用の計画となっております。

28番 契約内容は売買、運送業を営んでおり現在の車両置場に倉庫を建築するに当たり大型車の駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます、払下げ予定の道路156.35平米との一体利用の計画となっております。

29番 契約内容は売買、運送業を営んでおり既存の駐車場が手狭なため隣接する申請地を買い受けて駐車場として使用したいという倉庫1棟及び露天駐車場の申請でございます、雑種地909平米との一体利用の計画となっております。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、南部地区一括案件は28件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長 ご苦労さまでした。ただいま事務局のほうでナンバー2からナンバー29の南部地区の議案案件について説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑等をお受けいたします。

ざっと見てもらって、何か質問等ございましたらお願いしたいのですけれども。これとってないかな。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、異議がないということで許可相当とすることにいたします。

それでは、ここで一休憩入れて、3時ちょっと前には始めるようにしましょう。そういうことで、ここで一休憩入れます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これより再開いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、今度は北部の事前案件です。ナンバー30から60まで。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

30番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅2棟の申請でございます。

31番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、用途指定があり、第1種住居地域でございます。

32番 契約内容は賃貸借、資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございます。

33番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、宅地165.00平米と一体利用の計画でございます。

34番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、用途指定があり、近隣商業地域及び第1種中高層住居専用地域でございます。

35番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地66.34平米と一体利用の計画でございます。

36番 契約内容は使用貸借、自宅の敷地と一体で使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地

185. 74平米と一体利用の計画でございます。

37番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、現在の住まいが手狭なため娘の通う高校に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は賃貸借、学術的な埋蔵文化財発掘調査を行うに当たり申請地を調査用地として使用したいという埋蔵文化財発掘調査用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年4月22日から令和5年4月21日までの3年間でございます。

46番 契約内容は売買、所有する農地に接する道路が狭く不便なため申請地を買い受けて進入路として使用したいという通路用地の申請でございます。なお、払下げ予定の道路104.74平米、水路30.45平米と一体利用の計画でございます。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和2年4月22日から令和12年4月21日までの10年間でございます。

49番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年4月22日から令和12年4月21日までの10年間でございます。

50番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年4月22日から令和12年4月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書12ページ、議案第2号ナンバー29が関連案件でございます。

51番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年4月22日から令和12年4月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書13ページ、議案第2号ナンバー30が関連案件でございます。

52番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年4月22日から令和12年4月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書14ページ、議案第2号ナンバー31が関連案件でございます。

53番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地136.07平米と一体利用の計画でございます。

54番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

55番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

56番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

57番 契約内容は使用貸借、法人代表の父が所有する申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、山林298平米と一体利用の計画でございます。

58番 契約内容は使用貸借、榛名山ヒルクライム大会開催に伴い選手の駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございまして、転用期間が令和2年5月16日から令和2年5月28日までの約2週間でございます。また、こちら申請地の一部に用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域となっております。

59番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電

設備設置用地の申請でございます。

60番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、北部地区一括案件につきましては31件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局よりナンバー30からナンバー60まで説明がございました。この中で、まず初めに皆さんにお伺いしたいのはナンバー42、太陽光発電設備用地ということで、この面積が6,072平米ということで、先ほどもお話ししましたけれども、3,000平米以上ということで、まず初めに、これを許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか、まず初めに皆さんにお伺いいたします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取することにいたします。

それでは、それ以外の案件について、これより審議を行います。どうですか、皆さんのほうから。42番を除いてほかの案件について質疑等なければ許可相当としますけれども。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について。

農地利用最適化推進委員候補者の募集に伴い推薦または応募があった候補者に関して、高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第8条に基づき、高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において評価を行うよう指示することについて、これより審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について。

議案書は42ページでございます。議案第5号 高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会につきましてご説明いたします。

本年7月19日に任期が満了する高崎市農地利用最適化推進委員について、2月12日から3月13日の間、候補者の募集を行いまして、定数34人のところ34人の推薦、応募がございました。

また、全ての担当区域において、担当区域の定数と推薦応募の応募者の人数が同数となりましたので、併せてご報告いたします。

推進委員の候補者評価委員会に先立ちまして、農業委員会が高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第8条に基づき、高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会におきまして、当該候補者を評価するよう指示してよいかご審議いただくものでございます。定数34人のと

ころ候補者34人と同数となっているところではございますが、候補者については相対的な評価は行わず推進委員として適格であるか評価委員の意見を伺うものでございますので、よろしく願いいたします。

一番上、評価委員会の案でございます。日時、令和2年4月17日金曜日、午前10時。場所、高崎市役所14階第141会議室でございます。

なお、評価委員のスケジュールなどの都合により評価委員会の日時が変更になることもありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、評価委員会の委員の構成でございますが、農業委員会会長、会長職務代理者、農政担当副市长、総務部長、農政部長、農林課長、各支所農政担当課長、農業委員会事務局長の合計13人で農業委員会会長が評価委員会の会長を務め、会長職務代理者が副会長を務めます。

なお、評価委員会が決定した評価の意見は、速やかに農業委員会に報告することとなっております。

事務局からの説明は、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。今説明の中に推進委員の評価委員会ということで、先ほど説明があったメンバーで評価を行いますけれども、この評価委員会を開催してよろしいか伺います。

それでは、評価委員会の開催について、指示することに賛成であるか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、評価委員会を開催することといたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項、それでは、第1号から第4号まで係長、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は貸露天駐車場、用途指定区分は第2種中高層住居専用地域、ほか10件、計11件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は庭用地、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか20件、計21件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか15件、合計16件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分事案、令和2年3月23日。こちらは、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件になります。4条が14件、5条が

42件、計56件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和2年3月23日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 報告等終了いたしました。

それで、その他ということですが、事務局のほうから何かありますか。なければ。大丈夫。

○事務局 ありません。

○会長 はい。一旦ここで総会は締めるのですけれども、その後、皆さんには公害対策委員会ということで引き続きしますから、よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第34回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時23分 閉会